

# 新型コロナウイルス感染症関連 中小・小規模事業者向け支援策一覧

・各種支援策には、下記に記載された内容以外に要件があります。申請の詳細は、各お問い合わせ先等よりご確認ください。

令和3年7月30日時点

コロナ禍の社会変化に対応するために  
思い切った事業再構築に取り組みたい

4月以降の緊急事態宣言等の影響により  
売上が半減した

売上が前年比20%以上減少した  
飲食店に商品を卸す事業者、  
タクシー、運転代行事業者等

## 国 事業再構築補助金

## 国 月次支援金

## 新潟県 新潟県事業継続支援金

受付締切 令和3年12月28日(火)  
※予算額に達した時点で募集を終了します。

申請受付期間  
4月・5月分：6/16～8/15  
6月分：7/1～8/31 7月分：8/1～9/30

受付期間：6/1～9/30  
※締切日消印有効

- 対象事業者  
新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等を伴う、所定の条件を満たす思い切った事業再構築に意欲を有する、以下①～③すべての要件を満たす中小企業等
- ①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上が、コロナ以前の同月期間と比較し10%以上減少
- ②商工会議所等と事業計画を策定し、一体となり事業再構築に取り組むこと
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。
- 【中小企業】  
通常枠：補助額 100万円～6,000万円  
補助率 2/3  
卒業枠：補助額 6,000万円超～1億円  
補助率 2/3

- 対象者  
4月以降に首都圏、関西圏等で「緊急事態措置」「まん延防止等重点措置」が発令されたことによって生じた「外出自粛」「飲食店の休業・時短営業」等の影響により、売上が50%以上減少した事業者
- 給付額  
2019年又は2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上  
中小法人等：上限20万円/月  
個人事業者等：上限10万円/月
- その他  
・申請前に「事前確認登録」を受ける必要があります。会員は、上越商工会議所への電話で事前確認登録を受けることができます。  
・「一時支援金(3/8～5/31)」を申請し、既に事前確認登録を受けた方は、月次支援金申請にあたっての事前確認登録は不要です。

- 対象要件等  
・県内の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供する事業者  
・タクシー事業者・自動車運転代行業者(許認可確認あり)
- ・売上高(事業全体)が、R2年12月～R3年8月の期間において、2か月連続して前年または全前年同月比で20%以上減少している事業者
- ・業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止対策を実施していること
- 給付額  
単独店舗・事業所を経営する事業者：20万円  
複数店舗・事業所を経営する事業者：40万円

事業再構築補助金事務局 コールセンター  
【ナビダイヤル】0570-012-088  
【IP電話用】03-4216-4080

月次支援金事務局 相談窓口  
TEL：0120-211-240

事業継続支援センター  
TEL：025-248-7270

事業再構築補助金

検索

月次支援金

検索

新潟県 事業継続支援金

検索

販路開拓のために新たな取り組みを行いたい

アフターコロナを見据えた  
新たなビジネスやサービスを展開したい

## 新潟県 新型コロナウイルス対応新事業 チャレンジ支援事業

## 国 小規模事業者持続化補助金 (一般型)

## 国 小規模事業者持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠)

受付締切  
第2次募集：令和3年9月10日(金)

受付締切  
第6回：10月1日 第7回：(R4)2月4日  
(郵送：締切日当日消印有効)

受付締切  
第3回：9/8 第5回：(R4)1/12  
第4回：11/10 第6回：(R4)3/9

- 対象事業者  
新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等、新型コロナによる経済社会活動の変化に対応するための前向きな取組を行う事業者
- 【売上減少要件】  
申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上が、コロナ以前(H31年またはR2年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して、10%以上減少しており、R2年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上が、コロナ以前(H31年又はR2年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること
- 補助対象経費  
機械装置等費、開発費、展示会等出展費、広報費、外注費
- 補助率 2/3  
(上限：100万円 下限：13万3千円)
- 速やかに新事業に取組みたい事業者向けに、採択前に取組み着手が認められる「事前着手精度」が新設されました。

- 補助対象者  
販路開拓のための新たな取組を行う小規模事業者  
※下記参照
- 対象となる取組みの例：  
・新たな顧客層の取り込みを目的としたチラシを作成し配布  
・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置  
・新たな商品・サービス提供のための3Dプリンターの導入  
・新商品の試作や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計デザイン  
・業務効率化のためホームページの開設やネット販売システム、管理システムの導入など
- ※補助対象経費は条件や制約があります。  
詳細は上越商工会議所へご相談下さい。
- ・補助率 2/3 (上限：50万円)

- 補助対象者  
左記「一般型」の条件に加えて、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に該当する取組が対象
- 補助率：3/4 (上限：100万円)
- 感染防止対策費については、補助金総額の1/4(最大25万円)を上限に補助対象経費に計上することが可能
- R3年1月8日以降に発生した経費の遡及適用が可能
- 申請は補助金申請システム「J」グランツ」からのみの受付となります。

上越商工会議所 025-525-1185

新潟県 新事業チャレンジ補助金

検索

※小規模事業者の定義

主たる事業として営む業種	常用従業員数
卸売業、小売業、飲食業、サービス業 (宿泊業、娯楽業を除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業、娯楽業	20人以下
医療業、製造業、建設業、運輸業、その他業種	20人以下
企業組合、協業組合	20人以下

小規模事業者持続化補助金  
一般型 または  
低感染リスク型ビジネス枠

申請の詳細は、  
上越商工会議所まで  
お問い合わせください。